

労働者派遣事業におけるマージン率等の公開

派遣法第 23 条第 5 項に基づき、当社の労働者派遣事業の状況に関する情報を公開します。

算出対象期間：2023年5月1日～2024年4月30日

| | |
|------------------------|-----------------|
| 派遣労働者の数 | 16 人 |
| 派遣先の数 | 3 社 |
| 労働者派遣料金額（1日8時間あたりの平均額） | 38,523 円 / 8 時間 |
| 派遣労働者賃金額（1日8時間あたりの平均額） | 29,823 円 / 8 時間 |
| マージン率 | 22.6% |

◆マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{労働者派遣に関する料金の平均額}}$$

◆マージンに含まれる費用

| | |
|-------|----------------------------------|
| 社会保険料 | 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料の事業主負担分 |
| 退職金積立 | 中退共掛金 |

※有給休暇費、会社運営費(労務管理費,募集採用費,オフィス賃料,光熱費,通信費,各種任意保険料) 教育訓練費、福利厚生費、その他派遣先に請求できない費用 は含めていません。

◆教育訓練に関する事項

- ・プログラミング教育(OFF-JT,OJT)
- ・ビジネスマナーおよび情報セキュリティ/個人情報保護 教育

◆その他参考と認められる事項

- ・IT 専門教育サービス(各種 IT 研修およびビジネスマナー等)を受講できます。
- ・事業主負担にて生命保険および損害保険に加入しています。
- ・関東 IT ソフトウェア健康保険組合の提携保養所/保健施設が利用できます。
- ・福利厚生倶楽部(会員制割引サービス)のサービスを受けられます。

◆労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か：締結済
- ・対象となる派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：2025 年 3 月 31 日